

諸外国のたばこ法制について

財務総合政策研究所客員研究員

桑田 弦

2011 年 12 月

本論文の内容は全て執筆者の個人的見解であり、
財務省あるいは財務総合政策研究所の公式見解を
示すものではありません。

諸外国のたばこ法制について

桑田 弦¹

序章 はじめに

(1) 本稿は、アメリカ、カナダ、EU、イギリス、フランス、ドイツ及びイタリアの国・地域のたばこに関する法制度についてまとめたものである。

平成 22 年度税制改正大綱においては、たばこ税について、「国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、将来に向かって、税率を引き上げていく必要があ」とされている。これを踏まえて、たばこ税については、平成 22 年(2010 年)10 月 1 日より 1 本あたり 3.5 円の税率引上げが行われている。また、同大綱では、たばこ法制についても言及されており、将来に向かって税率を引き上げていく過程においては、「現行のたばこ事業法を改廃し、たばこ事業のあり方について、(中略)新たな枠組みの構築を目指す」とされている。

日本において、たばこは国民の「し好品」として社会に定着している反面、喫煙による健康被害のおそれがあることから、法令によって各種規制が設けられている。本稿は、たばこに関する法制度に関して、喫煙による健康被害防止の観点から、諸外国において、どのような規制が設けられているかについて、調査研究を行うものである。なお、本調査研究は、2011 年 7 月時点で入手可能な情報に基づくものであり、その後の制度変更等を反映したものではない。

(2) 本稿の構成は以下の通りである。

たばこに関する法制度といっても、範囲は広範にわたるが、ここでは以下の項目について取り上げる。

1 点目は、参入規制、即ち製造たばこを販売目的で製造、輸入、販売するにあたって、当局への許可等を必要とするのかどうか、についてである。

2 点目は、包装表示規制、即ち製造たばこのパッケージ(以下「容器包装」という。)に、喫煙による健康被害を警告するメッセージ(以下「注意表示」という。)の表示を義務付けること、及び製造たばこに含まれる有害物質の名称及び量の表示を義務付けること等についてである。

3 点目は、広告規制、即ち電気通信媒体(テレビ、ラジオ、インターネット)、新聞雑誌等の印刷物を用いた製造たばこの商業広告、製造業者等が行うスポンサー活動においてどのような規制が設けられているのか、についてである。

¹ 前財務総合政策研究所主任研究官。財務総合政策研究所客員研究員。本稿の内容はすべて執筆者の個人的な見解であり、財務省及び財務総合政策研究所の公式的な見解を示すものではない。

4 点目は、価格規制及びたばこ税についてである。一般に、製造たばこの販売価格を引上げることは国民が喫煙を止める有力な動機付けとなり、ひいては喫煙による健康被害の予防につながるものといわれているが、当該販売価格が遵守されるためにどのような規制があるのか、又は販売価格に影響するたばこ税の税率はどのようになっているのか、についてである。

5 点目は、その他特記すべき項目について取り上げている。

なお、一口に「製造たばこ」と言っても、たばこ事業法施行規則（昭和 60 年大蔵省令第 5 号）第 36 条第 1 項に定められているように、「紙巻たばこ、葉巻たばこ、パイプたばこ、刻みたばこ、かみたばこ又はかぎたばこ」と種類は様々である。ここでは、我が国において製造たばこの最大のシェア²を占める「紙巻たばこ」を中心に、諸外国の法制度について取り上げることにしたい。

第 1 章 アメリカ

（1）参入規制

一定の例外³を除き、製造たばこを製造するすべての者は、連邦財務省アルコール・たばこ税・貿易局（Alcohol and Tobacco Tax and Trade Bureau）の許可を得なければならない⁴。

製造たばこの輸入業に従事する者も同様に許可を得なければならない⁵。

卸売及び小売業への参入規制は連邦レベルでは見当たらないものの、州以下のレベルにおいては、参入規制が見られる。

例えば、カリフォルニア州では小売及び卸売について許可制⁶が、ロサンゼルス郡及びロサンゼルス市においては小売について許可制⁷が採用されている。また、ニューヨーク州では卸売については許可制⁹、小売については登録制が、ニューヨーク市においては卸売及び小売について許可制¹⁰が採用されている。

² 2009 年度に国内で流通した製造たばこに占める紙巻たばこの割合は 96.7%と推計される。

³ 個人消費のために自身で製造たばこを生産する場合等。

⁴ 26USC § 5713、27CFR40.61

⁵ 26USC § 5713、27CFR41.190

⁶ CIGARETTE AND TOBACCO PRODUCTS LICENSING ACT LAW § 22972(a) 及び § 22975(a)

⁷ Los Angeles, California County Code Chapter 11.35.030

⁸ Los Angeles Municipal Code § 46.91

⁹ NY code Tax § 480 及び § 480-a

¹⁰ Administrative Code of the City of New York § 17-617.1

（２）包装表示規制

2009 年 6 月 22 日に発効した「Family Smoking Prevention and Tobacco Control Act」(Public Law 111-31-June 22, 2009. 以下この章において「規制法」という。)により、保健福祉省食品医薬局 (Food and Drug Administration. 以下この章で「FDA」という。)に包装表示規制に係る監督権限が付与されている¹¹。

① 注意表示

文字情報は 9 種類あり、うち 1 つを容器包装の正面及び裏面に、当該表示をしようとする容器包装の一面（以下「表示面」という。）の面積の 50%を占める大きさで表示しなければならない。表示方法は、「WARNING」の文字はすべて大文字で表記し、他の文字情報もしっかりと読み易く表示しなければならない。文字色は白地に黒色、又は黒地に白色でなければならない¹²。

特定の注意表示に偏らないようにするため、それぞれの注意表示を施した製造たばこの容器包装の数はブランド毎に年間を通じてできるだけ同じになるようにしなければならない。また、注意表示を施した製造たばこの容器包装は予め FDA の承認を受けた流通計画に従って、全米にランダムに流通されなければならない¹³。

この他、注意表示にインパクトを与えるため、喫煙による健康被害等を描いたカラー画像を容器包装に表示すべき規則を 2011 年 6 月 22 日に公表し、翌年 9 月から施行することとしている¹⁴。

② 成分表示

規制法によって、製造たばこの広告や容器包装にタールやニコチン値を表示すべきかどうかの決定権限を FDA に委任¹⁵したものの、具体的な決定は行われていない。

③ 健康被害が少ないと誤信させるような表示の禁止

¹¹ 規制法 § 3

¹² 規制法 § 201、15USC § 1333 (a) (1) 及び (2)

¹³ 規制法 § 201、15USC § 1333 (c) (1)

¹⁴ 規制法 § 201、15USC § 1333 (d)、21CFR1141.10 (a)。カラー画像の種類は全部で 9 種類 (21CFR1141.12)。

なお、2012 年 9 月 22 日からカラー画像の表示がされていない製造たばこの製造及び広告が禁止され、同年 10 月 22 日からは販売自体も禁止される（下記 FDA ホームページ参照）。

http://www.fda.gov/TobaccoProducts/Labeling/ucm259214.htm#Timeline:_Key_Dates_for_Implementing_Labels

¹⁵ 規制法 § 206、15USC § 1333 (e)。具体的な決定は行われていないようである。

他の製造たばこよりも健康被害が少ないと誤信させるような「light」、「low」、「mild」等の表示は原則禁止となっている¹⁶。

(3) 広告規制

① 電気通信媒体

テレビ、ラジオ、インターネットによる広告は禁止されている¹⁷。

上記以外の音声メディアによる広告の場合、音楽や効果音を使用することができない¹⁸。上記以外の映像メディアの場合、白地に黒色文字による静止画によって行わなければならない、音楽や効果音を使用することができない¹⁹。

② 新聞雑誌等の印刷物

広告自体は禁止されていないが、白地に黒色文字でなければならない²⁰ほか、注意表示を広告の上部に広告面積全体の最低 20%を占めるよう表示しなければならない。

表示方法については、容器包装に表示する際と基本的には同じであるが、注意表示を長方形の枠で囲まなければならない点、注意表示の文字の大きさは新聞雑誌の種類ごとに指定されている点等²¹で異なる²²。

同一の注意表示を継続して使用することはできず、予めFDAの承認を受けた製造たばこの流通計画に従って4半期ごとに他の注意表示を使用しなければならない²³。

なお、2012年9月22日からは喫煙による健康被害等を描いたカラー画像の表示が義務付けられる予定である²⁴。

③ 屋外広告

従来、公園や小中学校の周囲 1000 フィート（約 304.8 メートル）以内の看板、ポス

¹⁶ 規制法 § 101、21USC § 387k。例外的に、当局に「健康被害が少ないたばこ」として申請し承認された場合を除く。

¹⁷ 15USC § 1335

¹⁸ 21CFR1140.32(b)(1)

¹⁹ 21CFR1140.32(b)(2)

²⁰ 21CFR1140.32(a)。なお、「Draft Guidance for Industry」(U. S. Department of Health and Human Services Food and Drug Administration Center for Tobacco Products, June 2010) P29-30 によると、2010 年 1 月 4 日に連邦地方裁判所で当該規則の執行を禁止する判決が出たことを受けて、2010 年 6 月現在、執行を停止している (Commonwealth Brands, Inc. v. United States, No. 1:09-CV-117-M (W.D. Ky. Jan. 4, 2010))。

²¹ 英語以外の言語による出版物に掲載される広告や英語以外の言語によるその他の広告による場合を除いて、英語で表示しなければならないという規定もある (規制法 § 201、15USC § 1333(b)(2))。

²² 規制法 § 201、15USC § 1333(b)(1) 及び(2)

²³ 規制法 § 201、15USC § 1333(c)(2)

²⁴ 21CFR1141.10(b)。

ター、プラカード広告をFDAが規則で禁止していた²⁵が、同様の規制を行う州法について合衆国憲法修正第1条に反し違憲との最高裁判決²⁶を踏まえ、規制法において規則改正が要求された²⁷。これを受けて、FDAは2010年3月19日に連邦広報においてパブリックコメントを行い、当該州法よりも規制範囲を限定した規則案²⁸を提示してコメントを求めたが、結果として当該規制を「保留」²⁹している。

④ スポンサー活動

製造たばこの製造者や小売業者が、製造たばこのブランド名、ロゴ、シンボル、モットー、販売促進のためのメッセージ等を用いてイベントのスポンサーになることは禁止されている³⁰。

(4) 価格規制及びたばこ税

① 価格規制

連邦保健福祉省疾病予防管理センター（Centers for Disease Control and Prevention）のレポート「State Cigarette Minimum Price Laws – United States, 2009」³¹によると、州レベルの最低価格制度（法定価格未満での販売を禁止する制度）について次のような記述が見られる。

- ・ 製造たばこの小売価格を引き上げることは、長期間にわたって健康を改善できる方法である。たばこ税の引上げは、小売価格を引き上げる最も効果的な方法であるが、実際のところ、たばこ税引上げにもかかわらず、たばこ製造業者は販促費を費やして値引きを行っていた。元来、最低価格制度の導入目的は、主として零細小売業者の保護であったが、潜在的にはこうした値引きに対抗する作用もあり、最低価格制度の導入及び強化は（健康改善のための）製造たばこの小売価格

²⁵ 21CFR897.30(b)。なお、当該規則は、FDAにたばこ製品を規制する法令上の権限がないことを理由に、最高裁判所により無効とされている（FOOD AND DRUG ADMINISTRATION, ET AL. v. BROWN & WILLIAMSON TOBACCO CORPORATION, ET AL., 529 U.S. 120 (2000)）。

²⁶ Lorillard Tobacco Co. v. Reilly, 533 U.S. 525 (2001)

²⁷ 規制法 § 102(a)(2)(E)

²⁸ 「小中学校（注：公園が除外されている）の周囲 1000 フィート以内の看板広告（注：ポスター及びプラカードは除外されている）の禁止」、「小中学校に 350 フィート（又は 1 ブロック）以内に近接する小売店で 14 平方フィートより大きい屋外広告の禁止」。

²⁹ 印刷局（Government Printing Office）ホームページ（<http://www.gpoaccess.gov/cfr/about.html>）によると、「保留（reserved）」とは、連邦規則（Code of Federal Regulations）で用いられる用語で、「reserved」と表示された場所に当局が将来、何らかの規則を挿入する可能性があることを示しているという意味。本件の屋外広告規制も現時点では従来の規制は適用されないものの将来何らかの規制条項が挿入される可能性がある。

³⁰ 21CFR1140.34(c)

³¹ Morbidity and Mortality Weekly Report, April 9, 2010

を引き上げる 1 つの方法である。

- ・ 2009 年末時点において、アメリカ 50 州＋コロンビア特別区のうち、24 州＋コロンビア特別区において最低価格制度が法定されている。
- ・ 上記 24 州＋コロンビア特別区の最低価格制度の内容を見ると、卸売価格への価格上乗せ幅は 2%～6.5%程度で平均 4%、小売価格への価格上乗せ幅は 6%～25%程度で平均 8%となっている。
- ・ 上記 24 州＋コロンビア特別区のうち、最低価格の算出基準となる仕入価格を求めるにあたり、仕入割引を考慮することを禁止³²している州は 7 州。

以上を参考にしつつ、各州の規定を見たところ、次のとおりであった。

コロンビア特別区においては、最低価格制度の所管は税務当局であり、製造たばこの基準価格に卸売の場合は 2%、小売の場合には 8%を上乗せした価格で販売しなければならない。

マサチューセッツ州においては、最低価格制度の所管は税務当局であり、製造たばこのブランド毎に最低小売価格が決められている。例えば、マール・ボロの場合、カートンで 75.99 ドル、パックで 7.71 ドル³³。

ニューヨーク州においては、最低価格制度の所管は税務当局であり、製造たばこのブランド毎ではなく、卸売業者、小売業者の仕入価格³⁴に対応した最低小売価格が決められている。

② たばこ税

連邦規則に基づき、連邦政府によってたばこ税が製造業者及び輸入業者に課されている³⁵。

【アメリカの連邦たばこ税】

	税率
Small cigarettes ³⁶	1000 本あたり 50.33 ドル
Large cigarettes ³⁷ (6 1/2 インチまで)	1000 本あたり 105.69 ドル

³² 価格上乗せの基準となる価格が上昇し、最低価格水準を押し上げる傾向となる。

³³ いずれもチェーンストアでの小売価格の場合

³⁴ 仕入割引（現金仕入割引を除く）を考慮することを禁じている。

³⁵ 27CFR40.23、27CFR41.32

³⁶ 1000 本当りの重量が 3 ポンド（約 1,360 g）を超えない紙巻たばこ。

³⁷ 1000 本当りの重量が 3 ポンドを超える紙巻たばこ。

Large cigarettes (6 1/2 インチ超)	2 3/4 インチごとに Small cigarettes と同じ扱い
----------------------------------	-------------------------------------

州政府等によっても別途課税されている。例えば、各州における製造たばこ 20 本あたりに課せられるたばこ税率³⁸は、ニューヨーク州が 4.35 ドル（1000 本あたり 217.5 ドル）と最も高く、次いでロードアイランド州が 3.46 ドル（同 173 ドル）、ワシントン州が 3.03 ドル（同 151.5 ドル）と続き、最も低いのはミネソタ州の 0.17 ドル（同 8.5 ドル）となっている。ニューヨーク市やシカゴ市では連邦たばこ税及び州たばこ税に市たばこ税が上乗せされ、ニューヨーク市では製造たばこ 20 本あたりに課せられるたばこ税率は 1.5 ドル（1000 本あたり 75 ドル）、シカゴ市では 0.68 ドル（同 34 ドル）となっている。

（５）その他

① 当局への報告

製造業者及び輸入業者は製造たばこの原材料及び添加物のリストを規制法発効（2009 年 6 月 22 日）後 6 ヶ月以内に、有害物質のリストを発効後 3 年経過後に F D A に提出しなければならない³⁹。

これに先立って、F D A は製造たばこ（主流煙を含む）に含まれる有害物質についてブランド及び数量ごとにまとめたリストを公表しなければならない⁴⁰。

この他、たばこ製造関連施設の所有者又は操業者は、事業の所在地及び施設を毎年 F D A に登録しなければならない⁴¹。

② 葉たばこ生産者保護

2004 年の「American Jobs Creation Act of 2004」⁴²によって、政府の葉たばこ生産割当制度及び葉たばこ支持価格制度が廃止された。翌 2005 年から 2014 年までの 10 年間の経過措置として、生産割当てを受けていた葉たばこ農園の所有者及び生産従事者には 2002 年の割当量に基づき算出された補償金が毎年支払われることになっており⁴³、当該補償金は製造たばこの製造業者・輸入業者が拠出する基金により賄われている⁴⁴。

³⁸ 2010 年 7 月現在。

³⁹ 規制法 § 101、21USC387d(a) (1) 及び(3)

⁴⁰ 規制法 § 101、21USC387d(d) 及び(e)

⁴¹ 規制法 § 101、21USC387e(b)

⁴² Pub.L. 108-357;the 2004 Act § 611～613

⁴³ American Jobs Creation Act of 2004 § 621～624、7 USC § 518～518c。

⁴⁴ American Jobs Creation Act of 2004 § 625、7 USC § 518d。

(6) 罰則

主な罰則規定は以下のようにになっている。再犯加重規定が設けられているものもある。

構成要件	刑事罰
製造たばこの無許可製造	1万ドル以下の罰金、5年以下の懲役又は併科 ⁴⁵ (別途、民事罰として1千ドル以下の制裁金 ⁴⁶)
注意表示(や成分表示)を怠った場合 ⁴⁷	1万ドル以下の罰金
健康被害が少ないと誤信させるような表示を行った場合 ⁴⁸	1年以下の懲役、1千ドル以下の罰金又は併科 【再犯】3年以下の懲役、1万ドル以下の罰金又は併科
電気通信媒体にて広告をした場合 ⁴⁹	1万ドル以下の罰金
印刷物・新聞雑誌による広告の際、注意表示を怠った場合 ⁵⁰	1万ドル以下の罰金
法令に違反してスポンサー活動を行った場合 ⁵¹	1年以下の懲役、1千ドル以下の罰金又は併科 【再犯】3年以下の懲役、1万ドル以下の罰金又は併科
製造たばこを法定価格未満で販売した場合(ニューヨーク州)	免許停止、2万ドル以下の罰金又は併科 【3年以内の再犯】免許取消し、免許停止又は免許停止及び5万ドル以下の罰金
(5) ①の報告を怠った場合 ⁵²	1年以下の懲役、1千ドル以下の罰金又は併科 【再犯】3年以下の懲役、1万ドル以下の罰金又は併科

第2章. カナダ

⁴⁵ 26USC § 5762(a) (1)

⁴⁶ 26USC § 5761(a)

⁴⁷ 15USC § 1338

⁴⁸ 21USC § 331(pp)、§ 333(a)

⁴⁹ 15USC § 1338

⁵⁰ 15USC § 1338

⁵¹ 21CFR § 1140.1(b)により、当該製造者又は小売業者が製造又は販売する製造たばこは「不当表示」製造たばことみなされ、21USC § 331(a)及び§ 333(a)が適用される。

⁵² 21USC § 331(p)及び(q)、§ 333(a)

(1) 参入規制

一定の例外⁵³を除き、製造たばこの製造を行うには歳入庁 (Canada Revenue Agency) の許可を得なければならない⁵⁴。

卸売及び小売業への参入規制は連邦レベルでは見当たらないが、葉たばこのディーラー⁵⁵につき許可制が採用されている⁵⁶。

州レベルにおいては、オンタリオ州及びケベック州において参入規制が見られる。例えば、オンタリオ州においては、製造たばこの卸売及び小売につき許可制⁵⁷が採用されている。また、ケベック州においては、小売につき登録制⁵⁸が採用されているほか、製造たばこの輸入・製造・保管・輸送についても許可制が採用されている⁵⁹。

(2) 包装表示規制

① 注意表示

注意表示の内容は、16 種類あり、いずれもカラー画像付き注意表示となっている⁶⁰。これらのうち 1 つを容器包装の一面に英語で (英語表示面の反対面はフランス語で)、読み易く、はっきりと表示しなければならない⁶¹。

注意表示は少なくとも容器包装の表示面の面積の 50% を占める大きさでなければならず、表示面の上部に上端と平行に表示し、容器包装の開封時に注意表示が切断されることのないようにしなければならない⁶²。

特定の注意表示に偏らないようにするため、それぞれの注意表示を施した製造たばこの容器包装の数は年間を通じて同じになるようにしなければならない。具体的には、それぞれの注意表示を施した容器包装が年間製造数に占める割合は、注意表示毎にそれぞれ 3.25% から 9.25% までになるようにしなければならない⁶³。

② 成分表示

製造たばこ 1 本を燃焼させた場合に発生する主流煙に含まれるタール、ニコチン

⁵³ 例外として、納税済みの葉たばこや製造たばこを原料として、個人使用のため製造する場合等を除く (Excise Act § 25(3))。

⁵⁴ Excise Act § 14(1) 及び 25(1)

⁵⁵ まだ税金が課せられていない葉たばこを転売目的で購入し、又は販売する者をいう (同 Excise Act § 2)。

⁵⁶ Excise Act § 14(1) 及び 26

⁵⁷ Tobacco Tax Act, R. S. O. 1990 § 3(1), 3.1(1)

⁵⁸ Tobacco Tax Act, R. S. Q. c. I-2 § 3

⁵⁹ Tobacco Tax Act, R. S. Q. c. I-2 § 6

⁶⁰ Tobacco Products Information Regulations § 3(2) 及び (3)

⁶¹ Tobacco Products Information Regulations § 3(1) (b) 及び § 5(2) (a)

⁶² Tobacco Products Information Regulations § 5(2)

⁶³ Tobacco Products Information Regulations § 5(7) (a)

及び一酸化炭素等⁶⁴の有害物質量を英語及びフランス語で容器包装に表示しなければならない⁶⁵。

成分表示は、容器包装の側面であって、後述する「健康情報」が表示されていない容器包装の表示面の面積の少なくとも 50%を占める大きさでなければならず、白地に黒色の太文字で表示しなければならない。有害物質名はフルネームで表示し、化学式や略称を用いて表示してはならない⁶⁶。

③ 虚偽、誤解等を生じさせる可能性のある表示の禁止

容器包装にたばこによる健康被害等について虚偽、誤解等を生じさせるおそれがある表示をしてはならない⁶⁷。

④ 健康情報の表示

注意表示及び成分表示以外にも、「健康情報」を容器包装に表示しなければならない。

「健康情報」とは例えば、“You CAN quit smoking!”（あなたは禁煙できる！）と題して禁煙のためのコツ⁶⁸を記載したものや、“If I have lung cancer, what are my chances of surviving?”（もし私が肺がんになったら、私の生存率はどのくらい？）と題して肺がんに関する豆知識を記載したもの等、全部で 16 種類ある。

これらの情報は、容器包装の側面の表示面の面積の 60%から 70%までの割合を占める大きさで、英語及びフランス語で併記するか、同様の内容を記載したリーフレットを容器包装内に同封しなければならない⁶⁹。

特定の健康情報に偏らないようにするための規制は、注意表示の場合と同様である⁷⁰。

（３）広告規制

① 電気通信媒体

原則として、何人も製造たばこ、容器包装、ブランド又は製造たばこ若しくはブランドを喚起しうるものを描いた広告（出版、放送番組その他の宣伝を含む。）を行

⁶⁴ ホルムアルデヒド、シアン化水素、ベンゼン

⁶⁵ Tobacco Products Information Regulations § 9(1) (a)

⁶⁶ Tobacco Products Information Regulations § 11

⁶⁷ Tobacco Act § 20

⁶⁸ 例えば「禁煙したい動機を紙に書き、喫煙したい誘惑に駆られそうになったら、その紙を見なさい」等。

⁶⁹ Tobacco Products Information Regulations § 7(1) (a)

⁷⁰ Tobacco Products Information Regulations § 7(3)

うことは禁止されている⁷¹。

例外として、(当該広告を含む)放送番組がカナダ国外において製作されたものであり、当該放送番組の販売のため輸入されたものである場合は許容される⁷²。ただし、この場合であっても、これら例外的に輸入が認められた放送番組を用いてカナダ国内で製造たばこの販売促進活動を行うことは禁止されている⁷³。

② 新聞雑誌等の印刷物

①にあるように原則として禁止されている。

例外として、成人向けダイレクトメールを用いる場合、法令で未成年の立入りが禁止されている場所で掲示する場合又は出版物であって①の例外に準ずる場合は許容される⁷⁴。

③ スポンサー活動

何人も、製造たばこのブランド名や製造者名を表示してスポンサー活動を行うことは禁止されている⁷⁵。

(4) 価格規制及びたばこ税

① 価格規制

連邦レベルで価格規制は見られないが、州レベルでは販売価格に関する規制が見られる。例えば、ケベック州では製造たばこの小売価格は、連邦たばこ税及び物品税並びに州たばこ税の総額を下回ってはならないとの規制がある⁷⁶。

② たばこ税

連邦たばこ税が製造業者及び輸入業者に課されており、税率は 5 本あたり 0.425 カナダドル (=1000 本あたり 85 カナダドル) となっている⁷⁷。

加えて、製造たばこ在庫税 (Tobacco Products Inventory Tax) が課されており⁷⁸、

⁷¹ Tobacco Act § 22(1)、31(1)

⁷² Tobacco Act § 31(2)

⁷³ Tobacco Act § 31(3)

⁷⁴ Tobacco Act § 22(2)

⁷⁵ Tobacco Act § 24

⁷⁶ Tobacco Tax Act, R.S.Q. I-2 § 7.1.1

⁷⁷ Excise Act § 42(1), Schedule 1 1(b)

⁷⁸ ただし、在庫 30,000 本未満の小売店は免除 (Excise Act § 58.3)。

税率は在庫⁷⁹ 1本あたり 0.295 セント (=1000 本あたり 2 ドル 95 セント) となっている⁸⁰。

州たばこ税について見ると、例えば、オンタリオ州において、たばこ税率は 1 本あたり 0.12350 カナダドル (=1000 本あたり 123.5 カナダドル) となっており⁸¹、小売店が消費者から徴収すべき義務を負っている⁸²。また、ケベック州においては、たばこ税率は 1 本あたり 0.103 カナダドル (=1000 本あたり 103 カナダドル) となっており⁸³、こちらも小売店が消費者から徴収すべき義務を負っている⁸⁴。

(5) その他

① 当局への報告

たばこ製造者及び輸入者は、保健大臣に対して定期的⁸⁵に製造たばこに関する以下のような事項につき情報提供を行わなければならない⁸⁶。

- ・ 製造たばこの売上データ
- ・ 市場調査に関する情報
- ・ 製品の組成物、原材料、健康への影響、有害性、ブランド

② 葉たばこ生産者保護制度

州レベルにおいて見られる。

例えば、オンタリオ州においては、葉たばこ生産者取引委員会 (The Ontario Flue-Cured Tobacco Growers' Marketing Board、以下この章において「委員会」という。) と呼ばれる組織が設立されており、葉たばこ生産者から葉たばこを独占的に購入している。また、葉たばこ生産者及び取引参加者から手数料を徴収し、葉たばこ取引により生じた委員会の損失の補てんや、葉たばこ生産者間の収入調整に充てている⁸⁷。

このほか、葉たばこの取引に関する参入規制として、委員会及び委員会から許可を

⁷⁹ 販売用の在庫をいい、自販機に格納されているもの及び免税のものを除く (Excise Act § 58.1)

⁸⁰ Excise Act § 58.2

⁸¹ Tobacco Tax Rates, O. Reg. 5/05

⁸² Tobacco Tax Act, R. S. O. 1990 § 4(4) 及び (5)

⁸³ Tobacco Tax Act, R. S. Q. I-2 § 8

⁸⁴ Tobacco Tax Act, R. S. Q. I-2 § 11

⁸⁵ 売上データであれば毎月 (Tobacco Reporting Regulations § 13(4))、有害性の情報であれば毎年 1 月末までに前年分のものを提出 (Tobacco Reporting Regulations § 14.2(2) 及び(3))。

⁸⁶ Tobacco Act § 6、7(c)

⁸⁷ Ontario Flue-Cured Tobacco Order § 4

受けた者以外との間での葉たばこの取引禁止⁸⁸、葉たばこの取引は委員会が運営する交換所においてのみ実施、取引参加者が行う葉たばこの取引は委員会から割り当てられた一定枠内に限定⁸⁹、といった規制がある。

(6) 罰則

主な罰則規定は以下のようになっている。再犯加重規定が設けられているものもある。

構成要件	刑事罰
製造たばこの無許可製造 ⁹⁰	5 万カナダドル以上 100 万カナダドル以下の罰金、5 年以下の懲役又は併科
製造たばこの無許可輸入、製造、保管、輸送 (ケベック州) ⁹¹	5 千カナダドル又は製造たばこに課せられる税金の 3 倍相当額のいずれか多い額の罰金。ただし、当該製造たばこがケベック州内で小売されていた場合には 75 万カナダドル以下の罰金。 【5 年以内の再犯】1 万ドル又は製造たばこに課せられる税金の 4 倍相当額のいずれか多い額の罰金。ただし、当該製造たばこがケベック州内で小売されていた場合には 250 万カナダドル以下の罰金。 初犯及び再犯いずれの場合でも、2 年以下の懲役刑を併科できる。
製造たばこの無登録販売 (ケベック州) ⁹²	5 千カナダドル以上 5 万カナダドル以下の罰金。 【5 年以内の再犯】1 万カナダドル以上 12 万 5 千カナダドル以下の罰金
注意表示、成分表示又は健康表示を怠った場合 ⁹³	30 万カナダドル以下の罰金、2 年以下の懲役又は併科
虚偽、誤解等を生じさせる可能性のある表示をした場合 ⁹⁴	30 万カナダドル以下の罰金、2 年以下の懲役又は併科

⁸⁸ Ontario Flue-Cured Tobacco Marketing (Interprovincial and export) Regulations § 4

⁸⁹ Ontario Flue-Cured Tobacco Marketing (Interprovincial and export) Regulations § 5、§ 6、§ 7

⁹⁰ Excise Act § 214

⁹¹ Tobacco Tax Act, R. S. Q. I -2 § 14.2 (a)

⁹² Tobacco Tax Act, R. S. Q. I -2 § 14.1

⁹³ Tobacco Act § 46 (2)

⁹⁴ Tobacco Act § 47

法令に違反して、電気通信媒体、印刷物・新聞雑誌による広告を行った場合 ⁹⁵	5万カナダドル以下の罰金、6ヶ月以下の懲役又は併科
製造たばこのブランド名等を用いてスポンサー活動を行った場合 ⁹⁶	2万5千カナダドル以下の罰金
製造たばこを法定価格未満で販売した場合 (ケベック州) ⁹⁷	75万カナダドル以下の罰金。 【5年以内の再犯】250万カナダドル以下の罰金。 いずれの場合でも、2年以下の懲役刑を併科できる。
(5) ①の報告を怠った場合 ⁹⁸	5万カナダドル以下の罰金、6ヶ月以下の懲役又は併科

第3章 EU

EU指令によって各種の規制が設けられている。当該指令による規制は加盟国に対して内容に合致する国内法の整備を求める内容となっており、加盟国の国民の行為を直接規制するものではない。

(1) 参入規制

EU指令において、参入規制は見当たらず、加盟国各国の判断に委ねられている。

(2) 包装表示に関する規制

① 注意表示

一般的注意表示 (general warnings) と追加的注意表示 (additional warning) があり、それぞれを容器包装に表示しなければならない。

【一般的注意表示】

以下のいずれかを表示しなければならない⁹⁹。

“Smoking kills/Smoking can kill”

“Smoking seriously harms you and others around you”

いずれかの表示を容器包装の最も見えやすい面の表示面の面積の 30%以上を占め

⁹⁵ Tobacco Act § 44

⁹⁶ Tobacco Act § 48

⁹⁷ Tobacco Tax Act, R. S. Q. c. I-2 § 14 II (a)

⁹⁸ Tobacco Act § 44

⁹⁹ 2001/37/EC § 5 II (a)

るように表示しなければならない¹⁰⁰。特定の注意表示に偏らないようにするため、それぞれの注意表示が規則的に表示されるようローテーションして表示しなければならない¹⁰¹。このほか、次の表示方法によらなければならない¹⁰²。

- ・ 白地に黒色の太文字で表示しなければならない。
- ・ 文字サイズは加盟国が法令で独自に定めることができるが、文字情報ができるだけ大きくなるように定めなければならない。
- ・ 冒頭や文法による場合を除いて、すべて小文字で表示しなければならない。
- ・ 表示面の中心に、上端と平行にセンタリングして表示しなければならない。
- ・ 黒枠（太さ 3 ミリ以上 4 ミリ未満）注意表示の妨げにならないようにしなければならない。
- ・ 公用語又は流通する加盟国の言語で表示しなければならない。

【追加的注意表示】

追加的注意表示については、上記の注意表示を表示した面とは別の容器包装の最も見えやすい面に、追加的注意表示（14 種類の中から 1 つを選択）を表示しなければならない¹⁰³。特定の注意表示に偏らないようにするためのローテーション表示等の表示方法については一般的注意表示と同様である¹⁰⁴が、容器包装の表示面の面積の 40%以上を占めるように表示しなければならない¹⁰⁵。

追加的注意表示については、義務付けではないが喫煙による健康被害を描いたカラー画像を付して表示することができる¹⁰⁶。

EU 委員会は、1 つの追加的注意表示に対して 3 つのカラー画像（つまり 14 種類×3=42 枚）を採用しており、各加盟国はこの中から適宜選択することができる。加盟国の導入状況を見ると、2006 年 11 月にベルギー、2008 年 7 月にルーマニア、同年 10 月にイギリス、2010 年 3 月にラトビア、同年 4 月にフランスで導入されている。ハンガリー、アイルランド、マルタ、ポーランド及びスペインは導入に向けて検討中である¹⁰⁷。

¹⁰⁰ 2001/37/EC § 5 V。なお、公用語 2 つの場合は 32%、3 つの場合は 35%。

¹⁰¹ 2001/37/EC § 5 II (a)

¹⁰² 2001/37/EC § 5 VI

¹⁰³ 2001/37/EC § 5 II (b) 及び ANNEX I

¹⁰⁴ 2001/37/EC § 5 II (b) 及び § 5 VI

¹⁰⁵ 2001/37/EC § 5 V。なお、公用語 2 つの場合は 12%、3 つの場合は 15%。

¹⁰⁶ 2001/37/EC § 5 II (b)

¹⁰⁷ 「Europe Press Release Questions and Answers on tobacco health warnings」28 May 2009。

② 成分表示

タール、ニコチン、一酸化炭素量について容器包装の表示面の面積の 10%¹⁰⁸を占めるように表示しなければならない¹⁰⁹。

この他、表示方法については注意表示と同様である¹¹⁰。

③ 誤解等を生じさせる可能性のある表示の禁止

容器包装に、特定の製造たばこが他の製品よりも健康被害が少ない旨表示することは禁止されている¹¹¹。

(3) 広告規制

① 電気通信媒体

テレビ広告¹¹²ラジオ広告¹¹³、インターネット広告¹¹⁴は禁止されている。インターネットを使った動画配信やオンデマンド配信も禁止されている¹¹⁵。

② 新聞雑誌等の印刷物

以下の場合を除き、原則として禁止されている¹¹⁶。

- ・ 製造たばこの商業取引の専門従事者向けに発行されたものである場合
- ・ EU加盟国外で発行され、主としてEU市場向けではないもの

③ スポンサー活動

製造たばこの販売促進を目的としたスポンサー活動であって、複数の加盟国において行われるもの、又は加盟国外で行われるものであっても国境を越えて影響が及ぶものは禁止されている¹¹⁷。

(4) たばこ税

EU指令は、小売価格に基づいて課せられる従価税と数量に基づいて課せられる従量

¹⁰⁸ 公用語 2 つの場合は 12%、3 つの場合は 15%。

¹⁰⁹ 2001/37/EC § 5 I

¹¹⁰ 2001/37/EC § 5VI

¹¹¹ 2001/37/EC § 7

¹¹² 89/552/EEC § 13

¹¹³ 2003/33/EC § 4

¹¹⁴ 2003/33/EC § 3 II

¹¹⁵ 2007/65/EC § 1VII、89/552/EEC § 3e (d)

¹¹⁶ 2003/33/EC § 3(1)

¹¹⁷ 2003/33/EC § 5

税の合計について加盟国が遵守すべき最低ラインを設けている。

従量税及び従価税の合計は、少なくとも小売価格の 57% でなければならない¹¹⁸（ただし、1000 本あたり少なくとも 101 ユーロとしている場合には、上記の 57% の要件は免除される¹¹⁹。）。

一部の加盟国を除いて¹²⁰、2014 年 1 月 1 日より要件が加重され、従量税及び従価税の合計は、少なくとも小売価格の 60% でなければならない¹²¹。加盟国は、2011 年 1 月からこれらの指令に沿った国内法令を施行できるように準備しなければならない¹²²。

このほか、製造たばこにかかる諸税¹²³に占める従量税及び従価税の割合は増加傾向にあり、2013 年 12 月 31 日までに、5%～76.5% の範囲内（従来は 5%～55% の範囲内）でなければならない。また、2014 年 1 月からは下限が引き上げられ 7.5%～76.5% の範囲内 でなければならない¹²⁴。

（５）その他

① 当局への報告¹²⁵

加盟国は、毎年、たばこ製造業者や輸入業者に対し、製造において使用したすべての原材料及びその量（健康への影響及び依存性について調査した毒物学的なデータを含む。）について、ブランド名・種類ごとにまとめたリストの提出を求めなければならない。これによって得られた情報は、企業秘密に配慮しつつ消費者に広めなければならない。また、原材料のリストにある情報のうち、タール、ニコチン及び一酸化炭素を示す部分については公表しなければならない。

② 葉たばこ生産者保護制度

ＥＵ加盟国における最大の葉たばこ生産国はイタリアであり、ＥＵ加盟国総生産量¹²⁶の約 35.9% を占める。次いで、ポーランド（約 16.0%）、ブルガリア（約 14.1%）

¹¹⁸ 2010/12/EU § 1 I、92/79/EEC § 2 I

¹¹⁹ 2010/12/EU § 1 I、92/79/EEC § 2 I

¹²⁰ ブルガリア、エストニア、ギリシア、ラトビア、リトアニア、ハンガリー、ポーランド及びルーマニアは 2017 年 12 月 31 日まで猶予。

¹²¹ 2010/12/EU § 1 I、92/79/EEC § 2 I

¹²² 2010/12/EU § 5 I

¹²³ 従量税、従価税及び消費税

¹²⁴ 2010/12/EU § 3 VII、95/59/EC § 16

¹²⁵ 2001/37/EC § 6

¹²⁶ 257, 592 トン（2008 年）

スペイン（約 12.4%）と続く（いずれも 2008 年時点）。

2004 年に葉たばこが農業政策改革（CAP reform）の対象となり、葉たばこ生産者向け補助金は生産から切り離された直接支払制度¹²⁷に移行中である¹²⁸。

共同体たばこ基金（Community Tobacco Fund）は、たばこの健康被害に関する知識普及及び葉たばこ生産者の転作・他の産業への転換支援等（ただし、2006 年に廃止）を目的とする基金であり、財源として葉たばこ生産者向け補助金総額の一定割合（5%程度）を充てている¹²⁹。

第 4 章 イギリス

（１）参入規制

一定の例外¹³⁰を除き、製造たばこの製造は歳入関税庁（HM Revenue & Customs）に登録された施設でのみ行うことができる¹³¹。

卸売及び小売業について、参入規制は見られない。

（２）包装表示に関する規制

① 注意表示

規制内容は E U 指令に沿ったものとなっており、一般的注意表示と追加的注意表示の 2 種類を表示しなければならない。

【一般的注意表示】

製造たばこの製造者及び輸入者は、容器包装の最も見えやすい面に次のいずれかを表示しなければならない¹³²。

“Smoking kills”

“Smoking seriously harms you and others around you”

一般的注意表示は少なくとも表示面の面積の 30%を占めなければならない¹³³。特定の注意表示に偏らないようにするため、それぞれの注意表示を施した容器包装が年間製造数に占める割合は、それぞれ 47.5%から 52.5%までの割合になるようにしなければならない¹³⁴。このほか、表示方法につき次の要件を満たさなければならない

¹²⁷ 農産物の価格を引き上げることなく、耕作者の所得を確保することができる。

¹²⁸ それまでは経過措置として 60%までは生産とリンクした支払いが認められる。

¹²⁹ 当初は 2007 年で打ち切りの予定であったが、2012 年まで延長された（2009/C 279 E/30）。

¹³⁰ 研究又は実験目的によるものを除く。

¹³¹ The Tobacco Products Regulations 2001 § 4

¹³² The Tobacco Products (Manufacture, Presentation and Sale) (Safety) Regulations 2002 § 7(1) (a)

¹³³ The Tobacco Products (Manufacture, Presentation and Sale) (Safety) Regulations 2002 § 8(1) (a)

¹³⁴ The Tobacco Products (Manufacture, Presentation and Sale) (Safety) Regulations 2002 § 7(3) (a)

い¹³⁵。

- ・ 消去できないものであること。
- ・ 読みやすいものであること。
- ・ 白地に黒色太字で表示すること。
- ・ 表示面を最大限占めるような均一の文字サイズであること。
- ・ 頭文字を除き小文字で表示すること。
- ・ 表示面の中央に上端と平行にセンタリングして表示すること。
- ・ 太さ3ミリメートル以上4ミリメートル未満であって、表示内容を遮らない黒枠で囲むこと。

【追加的注意表示】

また、上記の注意表示を表示した面とは別の容器包装の最も見えやすい面に、追加的注意表示（カラー画像付き。14種類¹³⁶の中から選択）を行わなければならない¹³⁷。

追加的注意表示は少なくとも表示面の面積の40%を占めなければならない¹³⁸。特定の注意表示に偏らないようにするため、それぞれの注意表示を施した容器包装が年間製造数に占める割合は、それぞれ4.16%から8.33%までの割合になるようにしなければならない¹³⁹。このほか、表示方法につき次の要件を満たさなければならない¹⁴⁰。

- ・ 太さ3ミリメートル以上4ミリメートル未満であって、表示内容を遮らない黒枠で囲むこと。
- ・ 容器包装から除去できないように表示すること。
- ・ 表示面の全部を占めるよう表示すること。
- ・ 表示面の中央に上端と平行に表示し、他の注意表示と同じ向きになるようにすること。
- ・ 4色カラー印刷で表示すること。
- ・ 原則として画像の色やサイズの比率を修正することはできないが、容器包装のサイズの制約がある場合、可読性を確保するため、例外的に変更が可能である。

¹³⁵ The Tobacco Products (Manufacture, Presentation and Sale) (Safety) Regulations 2002 § 9(1)

¹³⁶ EU 加盟国以外の国への旅行者向けに販売する免税たばこの場合は1種類のみ (The Tobacco Products (Manufacture, Presentation and Sale) (Safety) Regulations 2002 § 9(1) § 7(2))。

¹³⁷ The Tobacco Products (Manufacture, Presentation and Sale) (Safety) Regulations 2002 § 7(1) (b)

¹³⁸ The Tobacco Products (Manufacture, Presentation and Sale) (Safety) Regulations 2002 § 8(1) (b)

¹³⁹ The Tobacco Products (Manufacture, Presentation and Sale) (Safety) Regulations 2002 § 7 (3) (b)

¹⁴⁰ The Tobacco Products (Manufacture, Presentation and Sale) (Safety) Regulations 2002 § 7(1) (b), PART3 of the schedule 1~5

② 成分表示

規制内容は成分表示の面積が表示面に占める割合を除き、EU指令に沿ったものとなっている。

タール、ニコチン及び一酸化炭素量を容器包装の表示面の面積の少なくとも 10% を占めるように容器包装に表示しなければならない¹⁴¹。

タール量は整数値で「x mg tar」と、ニコチン量は小数点第一位で「x. y mg nicotine」と、一酸化炭素量は整数値で「x mg carbon monoxide」と表示する¹⁴²。

このほか、表示方法につき一般的注意表示と同様の要件を満たさなければならない¹⁴³。

③ 誤解等を生じさせる可能性のある表示の禁止

規制内容はEU指令に沿ったものとなっている。

何人も、容器包装に健康に及ぼす被害が少ない商品であることを示唆する名前、ブランド名、文字、商標、画像又は他の説明、表示があるたばこを流通させてはならない¹⁴⁴。

(3) 広告規制

規制内容はEU指令に沿ったものとなっている。

① 電気通信媒体

放送メディアによる製造たばこの広告は禁止されているが、法令によるものではなく、独立規制機関（イギリス情報通信庁：Office of Communications）が定める放送コードに基づくものである¹⁴⁵。

インターネット広告も禁止されている¹⁴⁶。

② 新聞雑誌等の印刷物

¹⁴¹ The Tobacco Products (Manufacture, Presentation and Sale) (Safety) Regulations 2002 § 4(1) 及び (3)

¹⁴² The Tobacco Products (Manufacture, Presentation and Sale) (Safety) Regulations 2002 § 4(2)

¹⁴³ The Tobacco Products (Manufacture, Presentation and Sale) (Safety) Regulations 2002 § 4(3), § 9

¹⁴⁴ The Tobacco Products (Manufacture, Presentation and Sale) (Safety) Regulations 2002 § 11。ただし、イギリス、イギリス以外のEU加盟国、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン以外の国に流通させ、又はさせようとする場合にはこの限りでない。

¹⁴⁵ The ofcom Broadcasting Code 2009 § 9.2、Ofcom Guidance Notes Section 9: sponsorship

¹⁴⁶ Tobacco Advertising and Promotion Act 2002 § 2(4)、§ 3A、§ 21(1)(b)

次の行為は原則として禁止されている。

- ・ 商業従事者が製造たばこ広告を発行すること¹⁴⁷。
- ・ イギリス国内において発行された製造たばこ広告を印刷し、考案し、配布すること¹⁴⁸。
- ・ 製造たばこ広告が掲載された新聞、雑誌、その他の出版物を発行すること、及びこれらの出版物を他人に販売し、公の利用に供すること¹⁴⁹。

ただし、次の場合は例外的に許容される¹⁵⁰。

- ・ 製造たばこの商取引 (tobacco trade) 従事者間における意思疎通手段として広告を用いる場合
- ・ 製造たばこに関する個人の質問に対する回答手段として広告を用いる場合
- ・ 製造たばこ広告を含む出版物（機内誌を除く）であってイギリス、イギリスを除く EU 加盟国、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン以外の国で印刷され、当該出版物の主要市場がこれらの国ではない場合

③ スポンサー活動

イギリス国内で製造たばこの販売促進を目的又は効果として、スポンサー活動をすることは禁止されている¹⁵¹。

（４）価格規制・たばこ税

① 価格規制

②で後述するが、イギリスではたばこ税の一部は小売価格を基礎に課税されている。課税の基礎となる小売価格を当局が把握するため、製造者及び輸入者は歳入税関庁に希望小売価格を通知しなければならない¹⁵²。また、小売業者に対しては以下のいずれかの額を基礎として課税されるたばこ税を含む価格で製造たばこが売り渡されることになる¹⁵³。

- ・ 「希望小売価格」又は容器包装に表示された小売価格のうちいずれか高い方の額、
- ・ 上記の価格がない場合には国内小売価格の最高価格

¹⁴⁷ Tobacco Advertising and Promotion Act 2002 § 2(1)

¹⁴⁸ Tobacco Advertising and Promotion Act 2002 § 2(2)

¹⁴⁹ Tobacco Advertising and Promotion Act 2002 § 3

¹⁵⁰ Tobacco Advertising and Promotion Act 2002 § 4

¹⁵¹ Tobacco Advertising and Promotion Act 2002 § 10

¹⁵² The Tobacco Products Regulations 2001 § 15(1) 及び(2)

¹⁵³ Tobacco Products Duty Act 1979 § 5

② たばこ税

ＥＵ指令に沿った内容となっている。

たばこ税が製造者及び輸入者に課されており、税率は小売価格の 24%及び 1000 本あたり 119.03 ポンドの税金が併課されている¹⁵⁴。

（５）その他

ＥＵ指令と同様に、たばこ製造者及び輸入者は、毎年 9 月末までに、保健省に対して以下の報告を行わなければならない¹⁵⁵。

- ・ たばこ製品の全ての原材料リスト
- ・ これらの原材料の作用及び分類
- ・ これらの原材料に関する利用可能な毒物学的データ
- ・ 直近 12 ヶ月以内に名称変更、製造が中止したたばこ製品に関する情報

（６）罰則

構成要件	刑事罰
無登録施設にて製造たばこを製造した場合 ¹⁵⁶	上限なしの罰金刑、7 年以下の懲役又は併科
注意表示、成分表示を怠った場合 ¹⁵⁷	5 千ポンド以下の罰金、6 ヶ月以下の懲役又は併科
誤解等を生じさせる可能性のある表示をした場合 ¹⁵⁸	5 千ポンド以下の罰金、6 ヶ月以下の懲役又は併科
インターネットによる広告を行った場合 ¹⁵⁹	5 千ポンド以下の罰金、2 年以下の懲役又は併科
法令に違反して製造たば	5 千ポンド以下の罰金、2 年以下の懲役又は併科

¹⁵⁴ Tobacco Products Duty Act 1979 § 2(1)、Finance Act 2010、Tobacco Products Duty Act 1979 Schedule 1

¹⁵⁵ The Tobacco Products (Manufacture, Presentation and Sale) (Safety) Regulations 2002 § 12

¹⁵⁶ Customs & Excise Management Act 1979 § 170。法定刑が重いのは当該行為が脱税行為と同等の評価を受けるためである。

¹⁵⁷ Consumer Protection Act 1987 § 11 並びに 12(3) 及び(5)

¹⁵⁸ Consumer Protection Act 1987 § 11 並びに 12(3) 及び(5)

¹⁵⁹ Tobacco Advertising and Promotion Act 2002 § 16(2)

この広告を印刷物により 行った場合 ¹⁶⁰	
スポンサー活動を行った 場合 ¹⁶¹	5千ポンド以下の罰金、2年以下の懲役又は併科
(5)の報告を怠った場合 ¹⁶²	5千ポンド以下の罰金、6ヶ月以下の懲役又は併科

第5章 フランス

(1) 参入規制

製造たばこを製造、輸入又は卸売する者は、経済財政産業省が付与する識別番号 (identification number) の取得が必要となっている¹⁶³。

製造たばこの販売にあたっては、免許制が採用されている¹⁶⁴。

(2) 包装表示に関する規制

① 注意表示

規制内容はEU指令に沿ったものとなっており、一般的注意表示と追加的注意表示の2種類を表示しなければならない。

【一般的注意表示】

EU指令と同内容の2種類の注意表示のうち1つを容器包装の目立つ部分に表示しなければならない¹⁶⁵。

それぞれの注意表示は少なくとも表示面の面積の30%を占める大きさをなければならない¹⁶⁶。特定の注意表示に偏らないようにするため、それぞれの注意表示が施された容器包装の数量は容器包装の総数の45～55%程度を占めるよう、ローテーションして流通させなければならない¹⁶⁷。このほか、表示方法につき次の要件を満たさなければならない¹⁶⁸。

¹⁶⁰ Tobacco Advertising and Promotion Act 2002 §16(2)

¹⁶¹ Tobacco Advertising and Promotion Act 2002 §16(2)

¹⁶² Consumer Protection Act 1987 §11 並びに 12(3) 及び(5)

¹⁶³ Code général des impôts art 276

¹⁶⁴ Code général des impôts art 568

¹⁶⁵ Arrêté du 15 avril 2010 relatif aux modalités d'inscription des avertissements de caractère sanitaire sur les unités de conditionnement des produits du tabac (以下「注意表示に関する規則」という。) §1 I

¹⁶⁶ 注意表示に関する規則 §4

¹⁶⁷ 注意表示に関する規則 §2

¹⁶⁸ 注意表示に関する規則 §6 及び §8

- ・ 白地に黒色太字で表示すること。
- ・ 表示面の下部に上端と平行にセンタリングして表示すること。
- ・ 太さ3ミリメートル以上であって、表示内容を遮らない黒枠で囲むこと。
- ・ 除去削除できないような方法で印刷すること。
- ・ 容器包装の開封時に切断され、隠れないようにすること。

【追加的注意表示】

また、上記の注意表示を表示した面とは別の容器包装の最も見えやすい面に、追加的注意表示（カラー画像付き。14種類の中から選択）を行わなければならない¹⁶⁹。

追加的注意表示は少なくとも表示面の面積の40%を占める大きさでなければならない¹⁷⁰。特定の注意表示に偏らないようにするため、それぞれの注意表示が施された容器包装の数は容器包装の総数の2～12%程度を占めるよう、ローテーションして流通させなければならない¹⁷¹。このほか、表示方法につき次の要件を満たさなければならない¹⁷²。

- ・ 太さ3ミリメートル以上であって、表示内容を遮らない黒枠で囲むこと。
- ・ 4色カラー印刷で表示すること。
- ・ 容器包装の開封時に切断され、隠れないようにすること。
- ・ 原則として画像の色やサイズの比率を修正することはできないが、容器包装のサイズの制約がある場合、可読性を確保するため、例外的に変更が可能である。

② 成分表示

規制内容はE U指令に沿ったものとなっている。

タール、ニコチン及び一酸化炭素量を容器包装の表示面の面積の10%を占める大きさに表示しなければならない¹⁷³。

このほか、表示方法につき次の要件を満たさなければならない¹⁷⁴。

¹⁶⁹ 注意表示に関する規則 § 1 II

¹⁷⁰ 注意表示に関する規則 § 4

¹⁷¹ 注意表示に関する規則 § 2

¹⁷² 注意表示に関する規則 § 7

¹⁷³ Arrêté du 5 mars 2003 relatif aux teneurs maximales en goudron, nicotine et monoxyde de carbone des cigarettes, aux méthodes d'analyse, aux modalités d'inscription de ces teneurs et de vérification de l'exactitude des mentions portées sur les conditionnements ainsi qu'aux modalités d'inscription des avertissements de caractère sanitaire sur les unités de conditionnement des produits du tabac (以下「成分表示等に関する規則」という。) § 4

¹⁷⁴ 成分表示等に関する規則 § 4

- ・ 白地に黒色太字で表示すること。
- ・ 表示面の下部に上端と平行にセンタリングして表示すること。
- ・ 太さ3ミリメートル以上であって、表示内容を遮らない黒枠で囲むこと。

③ 誤解等を生じさせる可能性のある表示の禁止

規制内容はEU指令に沿ったものとなっている。

特定の製造たばこが他のものと比べて有害性が低いことを示す文言、マーク及びサインを表示することは禁止されている¹⁷⁵。

(3) 広告規制

規制内容はEU指令に沿ったものとなっている。

製造たばこの広告は原則として禁止されており、例外として以下の場合には許容される¹⁷⁶。

- ・ 建物内部に設置された小売看板やポスターで外部から見えないもの
- ・ 製造たばこ製造者及び販売代理店等の同業者団体が編集発行し、当該団体構成員向けの会員専門誌又はインターネットによる広告の場合
- ・ EU加盟国以外の国による印刷物・新聞雑誌又はインターネットによる広告であって、当該媒体の主要市場がこれらの国でない場合

① 電気通信媒体

上記の例外を除いて原則として禁止される。

② 新聞雑誌等の印刷物

上記の例外を除いて原則として禁止される。

③ スポンサー活動

製造たばこに関して直接的又は間接的に広告宣伝目的で行うスポンサー活動は禁止されている¹⁷⁷。

(4) 価格規制・たばこ税

¹⁷⁵ Code de la santé publique L3511-6

¹⁷⁶ Code de la santé publique L3511-3

¹⁷⁷ Code de la santé publique L3511-3

① 価格規制¹⁷⁸

小売価格は製造者及び供給業者によって自由に決定できるが、同一製品の価格はフランス国内において均一でなければならない、また、一定の条件（小売価格が当該製造たばこの原価に諸税を加えた価格を上回るものであること）を満たすものとして経済財政産業省により認可されなければならない。例えば、小売価格が当該製造たばこの原価に諸税を加えた価格を下回る場合には認可されない。

② たばこ税

ＥＵ指令に沿った内容となっている。

たばこ税が製造業者及び輸入業者に課されている。税率は小売価格の 57.97%及び 1000 本あたり 16.88 ユーロとなっており、ＥＵ加盟国の中では高いレベルにある。

（５）その他（当局への報告義務）

ＥＵ指令のように、製造たばこの原材料及びその量について、当局に報告すべき義務を定めた規定はないが、一部の製造業者においては、保健省に自主的に報告している事案が見られる。

（６）罰則

構成要件	刑事罰
識別番号を取得しないで製造たばこを製造又は輸入した場合 ¹⁷⁹	15 ユーロ以上 750 ユーロ以下の罰金
無免許で製造たばこを販売した場合 ¹⁸⁰	15 ユーロ以上 750 ユーロ以下の罰金
注意表示、成分表示を怠った場合 ¹⁸¹	10 万ユーロの罰金
誤解等を生じさせる可能性のある表示をした場合 ¹⁸²	10 万ユーロの罰金

¹⁷⁸ Code général des impôts art 572

¹⁷⁹ Code général des impôts art 1791

¹⁸⁰ Code général des impôts art 1791

¹⁸¹ Code de la santé publique L3512-2、L3511-6

¹⁸² Code de la santé publique L3512-2、L3511-6

法令に反して広告を行った場合 ¹⁸³	10万ユーロの罰金
スポンサー活動を行った場合 ¹⁸⁴	10万ユーロの罰金
製造たばこを定価以外の価格で販売した場合 ¹⁸⁵	4千ユーロ以下の過料、販売免許の解除

第6章 ドイツ

(1) 参入規制

ドイツでは、製造たばこの製造、輸入、販売にあたり固有の参入規制は設けられていない¹⁸⁶。

(2) 包装表示に関する規制

① 注意表示

規制内容は画像付き注意表示がない部分を除いては、EU指令に沿ったものとなっており、一般的注意表示と追加的注意表示の2種類を表示しなければならない。

【一般的注意表示】

EU指令と同内容の2種類の注意表示のうち1つを容器包装の目立つ部分に表示しなければならない¹⁸⁷。

それぞれの注意表示は少なくとも表示面の面積の30%を占める大きさでなければならない¹⁸⁸。

特定の注意表示に偏らないようにするため、それぞれの注意表示が定期的に表示されるように交互に使用しなければならない。このほか、表示方法につき次の要件を満たさなければならない¹⁸⁹。

- ・ 白地に黒色太字で表示すること。
- ・ 注意表示の1文字目を除いて小文字で表記すること。
- ・ 表示面の上端と平行にセンタリングして表示すること。

¹⁸³ Code de la santé publique L3512-2、L3511-3

¹⁸⁴ Code de la santé publique L3512-2、L3511-3

¹⁸⁵ Décret n° 2010-720 du 28 juin 2010 relatif à l'exercice du monopole de la vente au détail des tabacs manufacturés § 2、§ 37 及び § 41

¹⁸⁶ なお、輸入に関して税法上の規制（保税取引等）は存在する。

¹⁸⁷ Tabakprodukt-Verordnung（以下「たばこ製品指令」という。） § 7

¹⁸⁸ たばこ製品指令 § 8

¹⁸⁹ たばこ製品指令 § 8

- ・ 太さ3ミリメートル以上4ミリメートル以下であって、表示内容を遮らない黒枠で囲むこと。
- ・ 除去削除できないような方法で印刷すること。
- ・ 容器包装の開封時に切断され、隠れないようにすること。

【追加的注意表示】

また、上記の注意表示を表示した面とは別の容器包装の最も見えやすい面に、追加的注意表示（カラー画像なし。14種類の中から選択）を行わなければならない¹⁹⁰。

追加的注意表示は少なくとも表示面の面積の40%を占める大きさでなければならない¹⁹¹。

特定の注意表示に偏らないようにするため、それぞれの注意表示が定期的に表示されるようにローテーションして表示しなければならない。このほか、表示方法につき一般的注意表示と同様の方法によらなければならない¹⁹²。

② 成分表示

規制内容はE U指令に沿ったものとなっている。

タール、ニコチン及び一酸化炭素量を容器包装の表示面の面積の10%を占める大ききさで表示しなければならない¹⁹³。このほか、表示方法につき一般的注意表示と同様の方法によらなければならない¹⁹⁴。

③ 健康被害につき誤解を生じさせる表示の禁止

規制内容はE U指令に沿ったものとなっている。

ある特定のたばこ製品が他のたばこ製品よりもより有害性が低いとの印象を与える名称等を表示することは禁止されている¹⁹⁵。

（3）広告規制

規制内容はE U指令に沿ったものとなっている。

① 電気通信媒体

¹⁹⁰ たばこ製品指令 § 7

¹⁹¹ たばこ製品指令 § 8

¹⁹² たばこ製品指令 § 8

¹⁹³ たばこ製品指令 § 6。同条ではこのほか、ロット番号又は製造場所と製造時間の確認を可能とする表示を要求している。

¹⁹⁴ たばこ製品指令 § 8

¹⁹⁵ たばこ製品指令 § 9

テレビ¹⁹⁶、ラジオ¹⁹⁷、インターネット¹⁹⁸による広告は禁止されている。

② 新聞雑誌等の印刷物

以下の例外を除き、原則として禁止されている¹⁹⁹。

- ・ 製造たばこ販売従事者のみを対象とした刊行物
- ・ EU加盟国以外の国で印刷発行された刊行物であって、主としてEU市場向けでないもの
- ・ 特定の成人会員読者を対象とした、製造たばこの製品又はその使用方法に関する刊行物

③ スポンサー活動

製造たばこの製造又は販売企業はテレビ及びラジオ放送のスポンサーになることはできないほか、複数のEU加盟国が参加するイベント、複数のEU加盟国において開催されるイベント、その他国境を越えて影響を及ぼすイベントのスポンサーになることはできない²⁰⁰。

(4) 価格規制・たばこ税

① 価格規制

定価制を採用している。毎年、製造業者及び輸入業者は小売価格を設定し、同一銘柄で内容量が同じものについては、同一の小売価格を設定しなければならない²⁰¹。たばこ税の納付にあたって、小売価格を連邦財務省に申告して納税印紙を取り寄せる必要があり²⁰²、当該申告によって連邦財務省は小売価格を把握することができる。小売業者は当該小売価格以外の価格で販売してはならない²⁰³。

② たばこ税

EU指令に沿った内容となっている。

たばこ税が製造業者及び輸入業者に課されており、税率は小売価格の 24.66%及び

¹⁹⁶ Vorläufiges Tabakgesetz (以下「暫定たばこ法」という。) § 21b

¹⁹⁷ 暫定たばこ法 § 21a

¹⁹⁸ 暫定たばこ法 § 21a。ただし、新聞雑誌等の印刷物と同様の例外あり。

¹⁹⁹ 暫定たばこ法 § 21a

²⁰⁰ 暫定たばこ法 § 21a

²⁰¹ Tabaksteuergesetz (TabStG) (以下「たばこ税法」という。) § 3

²⁰² たばこ税法 § 17

²⁰³ たばこ税法 § 26 (小売価格未満での販売禁止) 及び § 28 (小売価格よりも高値での販売禁止)。

1 本あたり 8.27 ユーロセント（1000 本あたり 82.7 ユーロ）の税金が併課されている²⁰⁴。

（５）その他

製造たばこの生産者及び輸入者は、製造たばこ製造に使用したすべての添加物を使用量の多い順に量を明示して消費者食料農業省に報告しなければならない。また、燃焼時の煙中に含まれるタール、ニコチン、一酸化炭素の量も報告しなければならない。

これらの報告は毎年 11 月 30 日までに行われなければならない、食料農業消費者保護省は当該報告内容を企業秘密の保護に配慮しつつ適切な方法で公示しなければならない²⁰⁵。

（６）罰則

構成要件	刑事罰
注意表示、成分表示を怠った場合 ²⁰⁶	2 万 5 千ユーロ以下の過料
虚偽、誤解等を生じさせる可能性のある表示をした場合 ²⁰⁷	1 年以下の懲役又は罰金
法令に反して広告を行った場合 ²⁰⁸	2 万 5 千ユーロ以下の過料
スポンサー活動を行った場合 ²⁰⁹	2 万 5 千ユーロ以下の過料
製造たばこを小売価格以外の価格で販売した場合 ²¹⁰	5 万ユーロ以下の過料
（５）の報告を怠った場合 ²¹¹	5 千ユーロ以下の過料

²⁰⁴ たばこ税法 § 2

²⁰⁵ たばこ製品指令 § 5

²⁰⁶ たばこ製品指令 § 10、暫定たばこ法 § 53

²⁰⁷ 暫定たばこ法 § 21、§ 52

²⁰⁸ 暫定たばこ法 § 53

²⁰⁹ 暫定たばこ法 § 53

²¹⁰ たばこ税法 § 36。なお、たばこ税法 § 28 に反して小売価格よりも高値で販売した場合には、価格引上げ前後の租税負担の差額に相当する額の租税が発生する。

²¹¹ たばこ製品指令 § 10、暫定たばこ法 § 54

第7章 イタリア

(1) 参入規制

イタリアでは製造たばこの小売販売には国家専売局 (Administration Autonomous of the Monopolies of State) のライセンスが必要となっており、免許制が採用されている²¹²。

製造及び輸入については固有の参入規制は設けられていない。

(2) 包装表示規制

① 注意表示

規制内容はE U指令に沿ったものとなっており、一般的注意表示と追加的注意表示の2種類を表示しなければならない²¹³。

【一般的注意表示】

E U指令と同内容の2種類の注意表示のうち1つを容器包装の目立つ部分に表示しなければならない。

それぞれの注意表示は少なくとも表示面の面積の30%を占める大きさをなければならない。

特定の注意表示に偏らないようにするため、それぞれの注意表示が定期的に表示されるように交互に使用しなければならない。

このほか、表示方法につき次の要件を満たさなければならない²¹⁴。

- ・ 白地に黒色太字で表示すること。
- ・ 注意表示の1文字目を除いて小文字で表記すること。
- ・ 表示面の上端と平行にセンタリングして表示すること。
- ・ 太さ3ミリメートル以上4ミリメートル以下であって、表示内容を遮らない黒枠で囲むこと。
- ・ 除去削除できないような方法で印刷すること。
- ・ 他の文字や画像によって注意表示部分が隠れたり、読みにくくなったりしないように印刷すること。

【追加的注意表示】

また、上記の注意表示を表示した面とは別の容器包装の最も見えやすい面に、追

²¹² LEGGE. 22 dicembre 1957, n. 1293 § 21

²¹³ D. Lgs. 24 giugno 2003, n. 184 Attuazione della direttiva 2001/37/CE in materia di lavorazione, presentazione e vendita dei prodotti del tabacco (以下「製造たばこ表示等規制法」という。) § 6 II 及び V

²¹⁴ 製造たばこ表示等規制法 § 6 VI 及び VII

加的注意表示（カラー画像なし。8種類の中から選択）を行わなければならない。

追加的注意表示は少なくとも表示面の面積の 40%を占める大きさでなければならない。

特定の注意表示に偏らないようにするため、それぞれの注意表示が定期的に表示されるようにローテーションして表示しなければならない。

このほか、表示方法につき一般的注意表示と同様の方法によらなければならない²¹⁵。

② 成分表示

タール、ニコチン、一酸化炭素の含有量について容器包装の表示面の面積の少なくとも 20%を占める大きさで表示しなければならない²¹⁶。このほか、表示方法につき一般的注意表示と同様の方法によらなければならない²¹⁷。

③ 健康被害が少ないと誤信させるような表示の禁止

他の製造たばこよりも健康被害が少ないことを示唆する「low-tar」、「light」、「ultra-mild」及び「mild」といった単語の使用、商品名や商標等の使用は禁止されている²¹⁸。

（3）広告規制

広告規制については、従来、あらゆる喫煙製品の宣伝活動が法令で禁止していたところである²¹⁹が、広告規制に関する 2003 年の E U 指令に準拠した法令が別途制定されている²²⁰。

① 電気通信媒体

テレビ²²¹、ラジオ²²²、インターネット²²³による広告は禁止されている。

② 新聞雑誌等の印刷物

²¹⁵ 製造たばこ表示等規制法 § 6VI 及び VII

²¹⁶ 製造たばこ表示等規制法 § 6 I

²¹⁷ 製造たばこ表示等規制法 § 6VI 及び VII

²¹⁸ 製造たばこ表示等規制法 § 8

²¹⁹ L. 10 aprile 1962, n. 165 Divieto della propaganda pubblicitaria dei prodotti da fumo

²²⁰ D. Lgs. 16 dicembre 2004, n. 300 Attuazione della direttiva 2003/33/CE in materia di pubblicità e di sponsorizzazione dei prodotti del tabacco (以下「新広告規制法」という。)

²²¹ D. Lgs. 31 luglio 2005, n. 177 § 36-bis-1. d)

²²² 新広告規制法 § 3

²²³ 新広告規制法 § 2III

以下の例外を除き、原則として禁止されている²²⁴。

- ・ たばこ業界向け出版物
- ・ EU域外に対する出版物

③ スポンサー活動

製造たばこの販売促進を目的としたスポンサー活動であって、2カ国以上のEU加盟国で同時に行われるイベント、若しくは複数のEU加盟国居住者が主催するイベント、その他国境を越えて影響を及ぼすイベントのスポンサーになることは禁止されている。

(4) 価格規制及びたばこ税

① 価格規制

製造業者及び輸入業者は、製造たばこの小売価格を国家専売局に対して申請しなければならない。小売価格は申請された価格に基づいて決定されることになる²²⁵。

② たばこ税

EU指令に沿った内容となっている。

たばこ税が製造業者及び輸入業者に課されており、税率は小売価格の54.74%及び1000本あたり7.14ユーロの税金が併課されている。

(5) その他（当局への報告）²²⁶

製造業者及び輸入業者は、毎年、製造たばこの添加物、タール・ニコチン・一酸化炭素の有害物質のブランド毎リスト（健康への影響及び依存性について調査した毒物学的なデータを含む。）について、年1回保健省及び経済財政省へ報告しなければならない。

これによって得られた情報は、企業秘密に配慮しつつ消費者に広めなければならない。

(6) 罰則

構成要件	刑事罰
------	-----

²²⁴ 新広告規制法 § 2 II

²²⁵ D. Lgs. 26 ottobre 1995, n. 504 § 39-4 II

²²⁶ 製造たばこ表示等規制法 § 7

無免許による（国内）製造 たばこの販売 ²²⁷	国外製造たばこの密売に準じて以下の罰則 ・単位（1本）あたり €5 の罰金（最低罰金額€516） ・量が 10kg を超える場合には 2 年以上 5 年以下の禁錮を併科
注意表示、成分表示を怠った場合 ²²⁸	1 万ユーロ以上 5 万ユーロ以下の罰金
虚偽、誤解等を生じさせる可能性のある表示をした場合 ²²⁹	1 万ユーロ以上 5 万ユーロ以下の罰金
法令に反してテレビにより広告を行った場合 ²³⁰	10,329 ユーロ以上 258,228 ユーロ以下の罰金。悪質な場合には最大 6 ヶ月の放送認可停止
法令に反してラジオ、インターネット及び新聞広告等の印刷物により広告を行った場合 ²³¹	2,582.28 ユーロ以上 25,822.84 ユーロ以下の罰金
スポンサー活動を行った場合 ²³²	2582.25 ユーロ以上 25822.80 ユーロ以下の罰金
（５）の報告を怠った場合 ²³³	1 万以上 5 万ユーロ以下の罰金

終章 終わりに

これまで見てきたように、諸外国のたばこ法制度においては、喫煙による健康被害の防止の観点（たばこ税等においては必ずしも健康被害防止だけでなく、税収目的もあろうが）から各種規制が設けられており、その内容も多様である。このように、各国において規制の異なる理由は、様々な社会環境などを背景としたものと考えられる。本稿における調査研究の内容を踏まえ、規制の見直しに関する動きを把握しつつ、こうした規制の意義や背景等に関してより深い考察を行うことは、今後に残された重要な課題である。

（以上）

²²⁷ D.P.R. 23 gennaio 1973, n. 43

²²⁸ 製造たばこ表示等規制法 § 12

²²⁹ 製造たばこ表示等規制法 § 12

²³⁰ D.Lgs. 31 luglio 2005, n. 177 § 51 II 及び IX

²³¹ 新広告規制法 § 5

²³² 新広告規制法 § 5

²³³ 製造たばこ表示等規制法 § 12

（まとめ表）諸外国のたばこ法制について

	日本	アメリカ	カナダ	EU ¹	イギリス	フランス	ドイツ	イタリア
【参入規制の有無】								
製造	○	○	○	×	○	○	×	×
輸入	○	○	○(ケベック州)	×	×	○	×	×
卸売・小売	○	○(州・郡・市)	○(オンタリオ・ケベック州)	×	×	○	×	○
【包装表示規制】								
容器包装に表示すべき注意表示(警告文)の種類	直接喫煙による病気に関するもの(4 種類)、その他(4 種類)から1つずつ選択	9 種類から1 つを選択	16 種類から1つを選択	一般的注意表示(2 種類)、追加的注意表示(14 種類)から1つずつ選択	一般的注意表示(2 種類)、追加的注意表示(14 種類)から1つずつ選択	一般的注意表示(2 種類)、追加的注意表示(14 種類)から1つずつ選択	一般的注意表示(2 種類)、追加的注意表示(14 種類)から1つずつ選択	一般的注意表示(2 種類)、追加的注意表示(8 種類)から1つずつ選択
注意表示を行う容器包装の一面に占める注意表示の面積の割合	30%	50%	50%	一般的注意表示:30% 追加的注意表示:40%	一般的注意表示:30% 追加的注意表示:40%	一般的注意表示:30% 追加的注意表示:40%	一般的注意表示:30% 追加的注意表示:40%	一般的注意表示:30% 追加的注意表示:40%
注意表示にカラー画像を付すべき規制	×	×	○	○(強制力なし)	○	○	×	×
特定の注意表示に偏らないようにするための規制	○	○	○	○	○	○	○	○
有害成分の容器包装への表示義務	○(タール、ニコチン量)	×	○(タール、ニコチン、CO 等 6 種類)	○(タール、ニコチン、CO)	○(タール、ニコチン、CO)	○(タール、ニコチン、CO)	○(タール、ニコチン、CO)	○(タール、ニコチン、CO)
健康被害が少ないと誤信させる表示(Low, Mild 等)への対応	当該表示が健康被害が少ないことを意味しない旨の注意文言を容器包装に表示する義務あり	他の製造たばこよりも健康被害が少ないと誤信させるような表示は原則禁止 ³	容器包装に製造たばこによる健康被害等について虚偽、誤解等を生じさせるおそれがある表示は禁止	容器包装に特定の製造たばこが他の製品よりも健康被害が少ない旨を表示することは禁止	容器包装に健康に及ぼす被害が少ない商品であることを示唆する表示等がある製造たばこは流通禁止	容器包装に特定の製造たばこが他のものと比べて有害性が低いことを示す文言等の表示は禁止	ある特定の製造たばこが他のものよりも有害性が低いとの印象を与える名称等の表示は禁止	他の製造たばこよりも健康被害が少ないことを示唆する単語、商標等の使用は禁止
その他	－	－	「健康情報」(16 種類から1つを選択)の表示義務あり	－	－	－	－	－
【広告規制】								
電気通信媒体(テレビ・ラジオ・インターネット)	原則禁止 ⁴	禁止	原則禁止 ⁵	禁止	テレビ・ラジオ広告は独立規制機関の放送コードで規制。インターネット広告は禁止	原則禁止 ⁶	禁止	禁止
印刷媒体・新聞雑誌	成人のみを対象としたものに限定	広告自体は禁止されていないが、注意文言の表示義務あり。2012 年 9 月 22 日からカラー画像の表示義務が追加の予定	成人向けダイレクトメールを用いる場合等を除き原則禁止	製造たばこの商取引従事者向けに発行する場合や、EU 域外向けの場合を除き原則禁止	製造たばこの商取引従事者向けに発行する場合や、EU 域外向けの場合を除き原則禁止	建物内部に設置され外部から見えない場合や、製造たばこの商取引従事者向けに発行する場合、EU 域外等向けの場合を除き原則禁止	製造たばこ販売従事者のみを対象とした刊行物や、EU 域外向けの刊行物、特定の成人会員読者を対象とした刊行物を除き原則禁止	たばこ業界向け出版物や EU 域外向け出版物を除き原則禁止
スポンサー活動	成人を対象とした催し等に限定かつ放送を目的とした催し等に対するスポンサー活動は禁止	製造たばこの製造者や小売業者が、製造たばこのブランド名、ロゴ等を用いて行うスポンサー活動の禁止	製造たばこのブランド名や製造者名を表示したスポンサー活動の禁止	製造たばこの販促を目的とし、複数の EU 加盟国において行われるイベント等に対するスポンサー活動の禁止	イギリス国内で製造たばこの販促を目的または効果として行うスポンサー活動の禁止	製造たばこに関して直接的または間接的に広告宣伝目的で行うスポンサー活動の禁止	製造たばこの製造・販売業者による、テレビ・ラジオ放送及び複数の EU 加盟国において行われるイベント等に対するスポンサー活動の禁止	製造たばこの販促を目的とし、複数の EU 加盟国において行われるイベントや、複数の EU 加盟国居住者が主催するイベント等に対するスポンサー活動の禁止
【価格規制・たばこ税】								
価格規制の内容	財務大臣の認可を受けた小売価格以外での販売禁止	法定価格未満での販売禁止(24 州及びコロンビア特別区)	小売価格が連邦たばこ税及び州たばこ税の合計を下回ることを禁止(ケベック州)	－	従価税課税のため、製造者及び輸入者は小売価格を歳入関税庁に通知	製造業者及び供給業者の小売価格の決定につき経済財政産業省の認可が必要	製造業者及び輸入業者が連邦財務省に申請した小売価格以外の価格での販売禁止	製造業者及び輸入業者は小売価格を国家専売局に申請
1000 本当たりたばこ税率	国税:6,122 円 地方税:6,122 円	連邦税:50.33 ^{ドル} ⁷ 州税:217.5 ^{ドル} (NY州) 市税:75 ^{ドル} (NY市)	連邦税:85 加 ^{ドル} (たばこ税)、 2.95 加 ^{ドル} (在庫税) 州税:123.5 加 ^{ドル} (オンタリオ州)	従量税及び従価税の合計につき以下の最低ラインを設定 ・小売価格の 57% ⁸ 以上 ・1000 本当たり 64 ユーロ	国税:(従価税)小売価格の 24%、(従量税)1000 本あたり 119.03 ポンド	国税:(従価税)小売価格の 57.97%、(従量税)1000 本あたり 16.88 ユーロ	国税:(従価税)小売価格の 24.66%、(従量税)1000 本あたり 82.7 ユーロ	国税:(従価税)小売価格の 54.74%、(従量税)1000 本あたり 7.14 ユーロ
【その他】								
当局への報告	○(日本たばこ産業株式会社法第 13 条)	○(原材料、添加物、有害物質、製造施設に関する情報)	○(製品売上データ、市場調査に関する情報、原材料、有害性等)	○(原材料及びその量、健康への影響、依存性等のデータ)	○(原材料、毒物学データ、製造中止等の製品情報)	×	○(添加物、煙中のタール、ニコチン、CO量)	○(原材料及びその量、健康への影響、依存性等)

¹ EU指令による規制は、加盟国に対して当該規制に合致する国内法の整備を求めているが、強制力はない。

² カラー画像の表示のない製造たばこの製造についてのみ。販売は同年 10 月 22 日から禁止の予定。

³ FDA 当局に「健康被害が少ないたばこ」として申請し承認された場合を除く。

⁴ 成人のみ対象とすることが技術的な可能な場合を除く(財務省告示「製造たばこに係る広告を行う際の指針」二(1))。

⁵ 輸入した放送番組がカナダ国外で製作されたものであり、当該放送番組の販売のために輸入されたものである場合を除く。

⁶ 製造たばこ製造者及び販売代理店等の同業者団体が編集発行し、当該団体構成員向けのインターネットによる広告の場合等

⁷ 1000 本あたり重量が 3 ポンド(約 1,360g)を超えない紙巻たばこ(Small cigarettes)の場合。

⁸ 1000 本あたり 101 ユーロの税率が課される場合には、適用されない。

葉たばこ生産者保護制度	○(JTIによる買上げ)	○(生産割当制度及び価格支持制度廃止に伴う補償金を2014 年まで給付)	○(オンタリオ州:生産者取引委員会による市場独占、生産者間の収入調整等)	○(補助金を交付しているが、生産と分離した直接支払制度に移行中)				
	日本	アメリカ	カナダ	EU	イギリス	フランス	ドイツ	イタリア